

岐阜市立日野小学校 「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成31年3月改訂

はじめに

ここに定める「日野小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下（法）という。）の第13条、法に基づき制定した「岐阜市いじめ防止等対策推進条例（以下（条例）という。）の第7条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じてないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。**

(3) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(4) 学校としての構え

- ①自分がよりよくなるよう、みんなのために学級のためにがんばろう等、意味あることにがんばる子を先生達は精一杯応援します。
- ②がんばっている姿を冷やかしたり、仲間はずれにしたりするなど、がんばる仲間を大切にしない子には、先生達はみんなまで指導します。
- ③困ったことがある時には、一番相談しやすい大人に相談してください。担任の先生でも、前の担任

の先生でも、保健室の先生でも、図書室の先生でも、お家の人でも誰でもいいです。相談できる人がいない時には、校長室前の「何でもポスト」に困っていることを書いて入れて下さい。

④先生達は、相談されたらその日のうちに解決に向けて行動します。

⑤他の人がいじめられたり、嫌な思いをしているのを見たり聞いたりした人は、一番話しやすい大人に話してください。それは、告げ口ではなく「勇気ある行動」です。そして、いじめられている子だけでなく、いじめている子を助けることにもつながります。話してくれたことで他の子から嫌なことを言われたりされたりしないように、先生たちはみんなで守ります。

- ・上記基本認識に基づき、学校は児童の心身の安心・安全を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行う。
- ・いじめが解消、解決したと即断することなく、継続して注意を払い（3ヶ月以上）、折々で必要な指導を行いながら、保護者と連携して見届けていく。
- ・仲間との関わりを大切に学級経営を行い「相手の痛みや苦しみを自分のこととして受け止める」「仲間と共にトラブルを乗り越える」を重点にして、すべての教員が「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。

(5) 保護者の責務等

学校は保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・「分かる・できる授業」を推進する。
- ・学級経営を柱とした規範意識、主体性、自治力等を育成する指導を行う。
- ・委員会活動やかかり火活動を通して異学年との関わりの中で相手を思いやる心情を養う。
- ・仲間同士の温かい関係づくりを進めるために「よいことみつけ」「ちょっといい話」「ふわふわ言葉」をキーワードにした生活見つめを継続して行う。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・特別活動等での体験的な活動（運動会・社会見学・修学旅行等）の中で、互いに認め合い尊重する関係づくりを進める。
- ・道徳教育を中心とした生命、人権を大切にす指導を行う。
- ・教職員の人権感覚を高める取組を推進する。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・学校教育目標「豊かな心でたくましくやりぬく子」の具現が、集団生活の根幹であることを再確認し、全教職員で共通認識をして取り組む。
- ・生徒指導全体計画を基にして自己指導能力の育成を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・外部講師を招聘し、地域・保護者とともに講話を聞くなど、校内の情報担当者と連携して情報モラル教育の推進を図る。
- ・インターネット上での誹謗中傷やSNSに対する危機意識等について、保護者や地域と共通理解を図る。
- ・スマートフォンや携帯ゲーム等の使用約束などを保護者と再確認し、児童と共に研修や講座を通して啓発していく。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のために、日常生活の中での関わりや教育相談の実施、アセスの活用等を通して児童の変化を掴むことに努めるとともに、変化を多角的に分析し、指導に生かしていく。
- ・いじめ調査を全職員の共通理解の基で定期的の実施し、人権教育と関わらせながら情報を収集し、校内で随時状況を確認して、素早い対策を検討する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は受容的かつ共感的な態度で傾聴する姿勢を大切にする。児童が相談しやすいように日頃から場所や問いかけ方などを精査して、信頼を基盤として実施できるように努める。
- ・配慮や支援が必要な児童に対して、組織的に対応する。
当該児童の担任、学年主任、教頭、校長、養護教諭、生徒指導主事（教育相談担当）、スクールカウンセラー、スクール相談員、ハートフルサポーター等、校内の全職員が役割を明確にして協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・保健室（養護教諭）との連絡を密にして、情緒的に不安定な児童の様子を把握するように努める。

(3) 教職員の研修の充実

- ・いじめに対する適切な指導を進めるために計画的な教職員研修を行う。
- ・校外で受けた研修や講座がある場合は、校内で適宜伝達講習を行い、広く周知する。

(4) 保護者との連携

- ・保護者からの欠席連絡等について、正確に所在と状況を確認することを全職員が行う。
- ・学級担任は、いじめにつながるような事案が発生したときには素早く家庭訪問や個別懇談を含めた連絡（状況確認）を積極的に行う。
- ・情報モラルを含めた他者との関わりについて、児童と保護者が互いに語り合う場を設けたり、地域の方から知り得た情報を生かして発信していくことに努める。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめに関する諸問題の有無だけでなく、日常的に連絡を取り合うように努める。教育委員会や子ども・若者総合支援センター、子ども相談センター、警察署等との連絡を大切にする。

4 学校のいじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

条例：第10条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等及びその保護者の支援並びに加害児童等の指導及びその保護者への助言
- (6) 学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 上記に掲げるもののほか、当該学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭
 学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会会長、SC、主任児童委員、学校医（保護司）

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「日野小学校いじめ防止プログラム」

月	平成31年度 取組内容	備考
4月	・今年度の学校生活の約束の伝達（職員会・放送） ・学校だより、ホームページ等による方針等の発信	今年度方針説明
5月	・第1回教育相談の実施 ・校内いじめ防止推進委員会の実施	生徒指導事例研 （隔月職員会）
6月	・第1回アセスの実施 ・第1回いじめ調査（アンケート）の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議 ・いじめ0宣言	
7月	・夏季休業中の生活指導	
8月	・職員研修（インターネット等によるいじめについて） ・インターネットによるいじめ被害防止教室（5年生）	夏期研修
9月	・第2回アセスの実施	
10月	・第2回教育相談の実施	
11月	・校内いじめ防止推進委員会の実施 ・「いじめ0宣言」振り返り	
12月	・人権週間「ひびきあいの日」との連携 ・第2回いじめ調査（アンケート）の実施 ・冬季休業中の生活指導	
1月	・今年度の評価改善と次年度に向けて（職員）	
2月	・いじめ防止等対策推進会議の実施 ・第3回いじめ調査（アンケート）の実施 ・第3回教育相談の実施	次年度の方針計画立案
3月	・次年度に向けて（いじめ防止基本方針の改定と1年間の振り返り）	

6 いじめ問題発生時の対処

（1）いじめ発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行うとともに教育委員会へ報告する。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事

後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら十分に聞き取る。）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部の専門家に力を借りる。）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分に踏まえた上で指導する。）
- ⑥保護者への報告と指導について協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第２８条・条例第１２条に基づいて明示）

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応をとる。

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の２点を加味し、適性に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- ・申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の資料を保存する期間は、当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の資料及び調査報告書は保存期間を５年とする。